

引上げ分に係る地方消費税交付金の使途について

消費税及び地方消費税は、平成26年4月より5%から8%に引き上げられ令和元年10月より8%から10%に引き上げられました。

この引上げ分に係る地方消費税交付金については、その使途を明確化し社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

厚真町では、以下の社会保障施策に充当しています。

(単位：千円)

決算年度	事業名	決算額	一般財源	うち地方消費税交付金 (社会保障分)
平成30年	社会福祉協議会運営費補助事業	33,900	33,559	33,216
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	21,686	21,686	7,000
平成30年度計		55,586	55,245	40,216
令和元年	社会福祉協議会運営費補助事業	38,668	38,355	31,049
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	21,011	15,011	7,000
令和元年度計		59,679	53,366	38,049
令和2年	社会福祉協議会運営費補助事業	48,960	48,671	48,600
〃	複合型地域福祉活動拠点運営事業	24,101	18,151	10,388
令和2年度計		73,061	66,822	58,988